

5 受講申請書の記載と申請

問 5-1 講習日に変更されることはあるのか。

答 天候、災害等で講習会場が使用できないときは変更となります。開催を変更する場合は、当協議会（AAKK）のホームページでお知らせします。

問 5-2 受講申請書の上部欄外に事業所管轄警察署と整理番号の記載は必要か。

答 受講確認は、事業所管轄警察署及び整理番号で行いますので必ず記載してください。当協議会（AAKK）ホームページの記載例を参考にしてください。

記載忘れがある場合は、申請の際に記載していただくことになります。

問 5-3 事業所管轄警察署と整理番号は何を見て書くのか。

答 事業所管轄警察署及び整理番号は、通知書に記載されています。
愛知県警察ホームページにも掲載されています。

問 5-4 安全運転管理者と副安全運転管理者の整理番号は違うのか。

答 副安全運転管理者は、一つの事業所で複数名登録されることもありますので、安全運転管理者の整理番号にプラス枝番号 2 桁が必ずあります。

問 5-5 講習受講申請書の申請者氏名欄には、誰の氏名を書くのか。

答 安全運転管理者又副安全運転管理者本人が申請した場合は、受講者の氏名になります。

問 5-6 受講申請書の提出先はどこか。

答 会場受講の方は、講習当日、会場受付に提出してください。

問 5-7 愛知県収入証紙はどこで購入できるのか。

答 警察署、自治体等で購入できます。

販売時間は購入場所によって異なりますので愛知県収入証紙購入場所（愛知県 HP）でご確認ください。

問 5-8 会場で愛知県収入証紙は購入できるのか。

答 講習会場で購入できます。

ただし購入と受講申請書提出の受付が違い、2度並んでいただくことがあります。事前の記載と事前購入をお勧めします。